

○黒部市広告掲載要綱

平成18年11月20日

黒部市告示第155号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が保有する財産（以下「財産」という。）を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(財産への広告掲載)

第2条 市民サービスの向上を図るための新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化に資するため、次に掲げる財産について、民間事業者等に有料で広告の掲載又は広告物の掲出（以下「広告掲載等」という。）を行わせるものとする。

(1) 本市が発行する広報誌

(2) 本市のホームページ

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲載等が可能な媒体

2 広告媒体とする具体的な財産については、別に定める。

(広告掲載等の基本原則)

第3条 財産に掲載する広告（以下「掲載広告」という。）については、広告事業の適正化、消費者の保護、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民生活の向上を図るため、次に掲げる基本原則に適合するものでなければならない。

(1) 公正かつ真実なものであること。

(2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。

(3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。

(4) 品位を保ち、健全な風俗慣習を尊重したものであること。

(5) 関係法規及び社会秩序を守るものであること。

2 次に掲げる事項に該当する広告については、財産に掲載しない。

(1) 政治性若しくは宗教性のあるもの又は選挙関係のもの

(2) 意見広告又は名刺広告に類するもの

(3) 風俗営業又はこれに類するもの

(4) 商品先物取引又は貸金業に類するもの

- (5) 通信販売又は訪問販売に類するもの
- (6) 求人広告又はこれに類するもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が財産を広告媒体として使用することが適當でないと認めるもの

3 前2項に定めるもののほか、掲載広告の内容等に関し必要な事項は、別に定める。

(掲載広告の種類、規格等)

第4条 掲載広告の種類、規格及び位置、広告掲載等の範囲、期間等については、当該広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載等の募集)

第5条 掲載広告は、本市の広報誌、ホームページ、掲示等により公募して決定する。ただし、市長が公募の必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 掲載広告の募集方法及び選定方法並びに広告掲載料その他広告掲載等に係る要件については、当該広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載等の申込み)

第6条 財産に広告掲載等を行おうとする者は、市長が定める期間内に、黒部市広告掲載申込書を市長に提出し、当該掲載広告の内容、デザイン、形状、材質等（以下「仕様」という。）について、市長の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する手続については、広告代理店、広告看板等の製作業者及びこれらに類する者に代行させることができる。

3 本市の市税、国民健康保険税その他本市への歳入金を滞納している者は、広告掲載等の申込みをすることができない。

(掲載広告の決定)

第7条 市長は、広告掲載等の申込みがあったときは、仕様を審査の上、広告掲載等の可否を決定し、その旨を申込者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の承認（以下「広告掲載等承認」という。）を行うに際し、申込者に仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

3 市長は、広告掲載等承認を受けた者（以下「廣告主」という。）と広告掲載等

に関する契約を締結し、又は廣告主から契約書等を徵収するものとする。

(廣告掲載料の納付)

第8条 广告主は、廣告掲載開始日の7日（土日祝日を除く。）前までに廣告掲載料を一括して納付するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(廣告掲載料の返還)

第9条 广告主の責めに帰さない理由により、廣告掲載を取り消したときは、納付済の廣告掲載料を当該廣告主に返還する。

- 2 前項の規定により廣告掲載を取り消した月以降の納付済月額の総額とする。
- 3 第1項の規定により返還する廣告掲載料には利子を附さない。
- 4 广告主の都合により廣告掲載を取り下げるときは、广告主は書面により市長に申し出なければならない。
- 5 前項の規定により廣告掲載を取り下げた場合は、納付済の廣告掲載料は返還しない。

(廣告掲載等に当たっての遵守事項等)

第10条 广告主は、廣告掲載等に当たっては、第3条第1項及び第2項の基本原則及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 广告掲載等の権利を第三者に譲渡し又は承継させてはならないこと。
- (2) 掲載廣告に対する責任の所在を明確にするため、掲載廣告に广告主の名称、所在地及び電話番号を明記すること。
- (3) 掲載廣告の仕様に変更が生じたときは、直ちに市長に申し出て、承認を受けること。
- 2 市長は、广告主が前項の規定に違反したときは、必要な是正を指示し、又は廣告掲載等を中止するものとする。
- 3 广告主は、广告の内容等、掲載された广告に関する一切の責任を負うものとする。
- 4 广告主は、掲載廣告の内容等に関し第三者からの苦情、被害救済の申出、損害賠償の請求等があったときは、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載等承認の取消し及び契約の解除)

第11条 市長は、次の場合に広告掲載等承認を取り消し、広告掲載等に係る契約を解除することができる。

- (1) 広告主が前条の規定による指示に従わないとき。
- (2) 期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (3) 広告原稿の提出がないとき。
- (4) 企業の倒産、解散等の事由が生じたとき。

2 広告主は、前項の規定による広告掲載等の承認の取消し又は広告掲載等に係る契約の解除に伴い損害を被ることがあっても、市長に対しその損害の賠償を請求することはできない。

附 則

この告示は、平成18年12月1日から施行する。